

4 危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2014年12月17日

Q. 村岡委員

- 1 埼玉県内に危険な密集市街地はどのくらいあるのか。その中で、土地区画整理事業で対応する地区はあるのか。
- 2 自助のモデル事業について、草加市・三郷市の重点地区4,000世帯について、家具固定がどの程度進んだのか把握できているのか。
- 3 災害時要援護者対策について、名簿は作っただけでは意味がない。これは市町村の事務ではあるが、作った名簿の活用について県はどのような支援をしていくのか。

A. 市街地整備課長

- 1 川口市の芝地区は県内で唯一国から重点密集市街地の指定を受けている。この地区は土地区画整理事業が計画されていたが実施が困難なので、道路、公園等を個別に整備することにより、密集市街地の改善を進めている。そのほか、富士見市、上尾市、戸田市、蕨市においても土地区画整理事業以外の国の補助制度を活用して密集市街地の改善に取り組んでいる。

A. 危機管理課長

- 2 事前のアンケートを実施しており、来年2月にその後のアンケートを実施する予定であり、それによって進捗を把握したい。

A. 消防防災課長

- 3 名簿を作成するだけでなく、誰が誰をどこに避難させるかなどといった個別計画も含めた対応が必要である。このため、県では、危機管理防災部と個別計画を所管する福祉部が連携して7月と9月に市町村担当者を対象とした説明会を開催した。その中で、マ

ンションの管理組合や自治会などの団体を支援者としたらどうか等、個別計画策定に向けた具体的な提案や他県の先進事例の紹介などの情報提供を行った。災害時には、実際に名簿を活用できるよう福祉部と連携しながら市町村に働き掛けていく。

Q. 村岡委員

川口市では自治会の中に班があり、班長は交代制となっている。各班が要援護者を把握していないと機能しない。地域の人も入れて名簿をどう使うか検討していくことが必要である。県としても指導力を発揮する必要があると考えるがどうか。

A. 消防防災課長

避難行動要支援者対策は行政だけでなく、地域の住民の協力が不可欠である。個別計画の作成に当たっては、実効性のある避難行動につながるよう福祉部と一緒に市町村に働き掛けていく。